

2024年2月5日

ペアローン利用者の連生団体信用生命保険の取扱開始 ～共働世帯等の住宅ローン返済の不安をカバーする新たな商品～

第一生命保険株式会社（代表取締役社長：隅野 俊亮、以下「当社」）は、新たな商品として、住宅購入時にペアローンを利用する方向けに、夫婦等のいずれかに万一のことがあった場合に両者の債務残高合計を保障する連生団体信用生命保険の取扱いを2024年7月より開始します。

従来のペアローンにおける団体信用生命保険では、夫婦等それぞれが自身の債務残高を保険金額として加入する取扱となっているため、いずれか一方に万一のことがあった場合に、遺された方の債務残高はそのまま残り、返済を継続する必要があります。今回新たに発売する商品は、夫婦等のいずれかに万一のことがあった場合に備えて、両者の債務残高を合計した金額を保険金額として加入することができる仕組みとなります。これにより、借入期間中にいずれか一方に万一のことがあった場合には両者のローン債務残高が保険金により完済されることとなり、住宅ローンを契約するお客さまにとっては「生計の安定」を図ることができ、また、金融機関にとっては「債権の回収の確実性」を担保することができます。なお、ペアローン利用者への連生団体信用生命保険の提供は、生命保険業界初となります。（2024年1月時点での当社調べ）

当社は引き続き、お客さまのニーズにお応えする商品やサービスの提供を通じ、将来にわたってすべての人々が世代を超えて安心に満ち、豊かで健康な人生を送れる well-being（幸せ）に貢献すべく取り組んでいきます。

ペアローンについて

ペアローンは同一物件の購入にあたり夫婦等でそれぞれがローン契約を結び、お互いにローンの連帯保証人になるタイプの住宅ローンです。



1. 開発背景

近年、共働き世帯の増加や、住宅価格の高騰を背景に、ペアローンの需要が増加しています。特に首都圏では新築分譲マンション購入契約者の約3割は、一つの物件を夫婦等が共同で購入するペアローンを選択※しています。

ペアローンを選択する共働き世帯では、夫婦等がそろってローン返済を続けていくことを前提にしているため、いずれかに万一のことがあった場合に、ローンの残債を支払うことが困難になるリスクがあります。夫婦を例とした場合、従来の団体信用生命保険では夫に万一のことがあった際には団体信用生命保険で夫のローン債務は無くなるものの、妻のローン債務は残ることとなります。妻は仕事と家庭を両立したうえで、さらに債務弁済の責任を負うことになり、その点がペアローンを選択する共働き世帯にとっての不安材料となっています。

このような背景を踏まえ、ペアローンを選択する共働き世帯のニーズにお応えするため、当社は世帯全体の生活を保障するための新しい団体信用生命保険を開発しました。夫婦等のいずれかに万一のことがあった場合に備えて、夫婦等の両者の債務残高を合計した金額を保険金額として加入することができる仕組みを採用し、住宅ローン返済における将来的な不安を軽減することを目指しています。

※出典：2022年首都圏新築マンション契約者動向調査(株式会社リクルート SUUMO リサーチセンター調べ)

2. 商品のポイント（夫婦を例とした場合の加入イメージ）

ペアローン利用者である夫婦それぞれを被保険者とし、両者の借入金額の合計額をそれぞれの保険金額として団体信用生命保険に加入します。したがって、いずれか一方に万一のことがあった場合に両者の債務残高を合計した金額が保障されます。

	従来のペアローンにおける 団体信用生命保険	本商品
住宅価格	5,000万円	
住宅ローン借入金額	夫：2,500万円 妻：2,500万円	
団体信用生命保険 保険金額	夫：2,500万円 妻：2,500万円 夫婦それぞれがご自身の債務残高を 保険金額として加入	夫：5,000万円 妻：5,000万円 夫婦それぞれが <u>ご自身の債務残高に配偶者の 債務残高を加えた金額</u> を保険金額として加入

※この資料は 2024年2月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。契約の際には「ご契約のしおり-約款-」を必ずお読みください。

以上

(登)C23S6074(2024.1.23)